

富津市介護保険法に基づく事業所の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所（以下「指定事業所」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第78条の2第1項、第79条第1項及び第115条の12第1項の規定による申請は、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所・指定居宅介護支援事業所指定申請書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 法第115条の22第1項の規定による申請は、指定介護予防支援事業所指定申請書（別記第1号様式の2）により行うものとする。

3 前2項に規定する申請により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出)

第3条 法第78条の5、第82条、第115条の15又は第115条の25の規定により施行規則第131条の13第1項、第133条第1項、第140条の30第1項又は第140条の37第1項に掲げる事項を変更しようとする場合の届出は、変更届出書（別記第2号様式）により行うものとする。

(事業の廃止等)

第3条の2 法第78条の5、第82条、第115条の15又は第115条の25に規定する事業の廃止し、又は休止をしようとする場合の届出は、指定事業所廃止・休止・再開届出書（別記第3号様式）により行うものとする。

2 法第78条の5、第82条、第115条の15又は第115条の25に規定する事業を再開しようとする場合の届出は、再開届出書（別記第3号様式の2）により行うものとする。

（指定の更新の届出）

第3条の3 法第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2並びに第79条の2並びに法第79条の2の規定による申請は、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所・指定居宅介護支援事業所指定更新申請書（別記第4号様式）により行うものとする。

2 法第115条の31において準用する法第70条の2の規定による申請は、指定介護予防支援事業所指定更新申請書（別記第4号様式の2）により行うものとする。

（指定の辞退）

第4条 法第78条の8の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書（別記第5号様式）により行うものとする。

（申請結果等の通知）

第5条 市長は、申請又は届出があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面により申請者又は届出者に対してその結果を通知するものとする。

（1） 指定又は更新の申請があった場合において指定又は更新を行うとき 指定事業所指定（更新）通知書（別記第6号様式）

（2） 指定又は更新の申請があった場合において指定又は更新を行わないとき 指定事業所指定（更新）申請の審査結果通知書（別記第7号様式）

- (3) 変更の届出があった場合 指定事業所に係る変更届出受理通知書（別記第 8 号様式）
- (4) 事業の廃止、休止又は再開の届出があった場合 指定事業所に係る廃止・休止・再開届出受理通知書（別記第 9 号様式）
- (5) 指定の辞退届出があった場合 指定辞退届出受理通知書（別記第 10 号様式）

2 市長は、法第 78 条の 9、第 83 条の 2、第 115 条の 18 又は第 115 条の 28 の規定により指定事業所に対し改善勧告又は改善命令を行おうとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面により当該事業所の事業者に対して通知するものとする。

- (1) 改善勧告 指定事業所に係る改善勧告書（別記第 11 号様式）
- (2) 改善命令 指定事業所に係る改善命令書（別記第 12 号様式）

3 市長は、法第 78 条の 10、第 84 条、第 115 条の 19 又は第 115 条の 29 の規定により指定事業所に対し指定の取消し又は指定の効力の停止をしようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面により当該事業所の事業者に対して通知するものとする。

- (1) 指定の取消し 指定事業所取消通知書（別記第 13 号様式）
 - (2) 指定の効力の停止 指定事業所効力停止通知書（別記第 14 号様式）
- （事業所情報の提供）

第 6 条 市長は、指定、届出の受理、指定の辞退、指定の取消し又は指定の効力の停止（以下この条において「指定等」という。）があったときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者の氏名又は名称及び住所
- (3) 当該事業所の主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

- (4) 指定年月日、指定更新年月日及び指定有効期間満了日
 - (5) 事業開始年月日
 - (6) 運営規程
 - (7) 介護保険事業所番号
 - (8) 指定取消年月日及び指定の効力の停止の内容
 - (9) 管理者の氏名、生年月日及び住所
 - (10) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
- (公示)

第7条 法第78条の11、第85条、第115条の20又は第115条の30の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
 - (2) 事業所の名称及び所在地
 - (3) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
 - (4) 指定又は指定の取消しの年月日及びその内容
 - (5) 指定の辞退の年月日
 - (6) サービスの種類
- (補則)

第8条 この規則に規定するもののほか、指定サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な事項は、別に定める。